

注：本資料は Deloitte の IFRS Global Office が作成し、有限責任監査法人トーマツが翻訳したものです。
この日本語版は、読者のご理解の参考までに作成したものであり、原文については英語版ニュースレターをご参照下さい。

IFRS industry insights

IASB が収益認識に関する再公開草案を公表 — 保険業界に関する洞察

再 ED の公表は、まったく新しい収益認識基準書を開発するための次のステップであり、2010年6月に公表された当初 ED での提案についての広範なアウトリーチ活動と再審議を受けたものである。

2011年11月14日、国際会計基準審議会（IASB）と米国財務会計基準審議会（FASB）は、再公開草案ED/2011/06「顧客との契約から生じる収益」（以下、「再公開草案（再ED）」）を共同で公表した。再EDの公表は、まったく新しい収益認識基準書を開発するための次のステップであり、2010年6月に公表された当初EDでの提案についての広範なアウトリーチ活動と再審議を受けたものである。根底にある概念的な基礎に変更はないものの、IASBとFASB（以下、合わせて「両審議会」）は、当初EDにおける提案の多くについて細部を変更した。これらの変更の結果と財務諸表利用者にとっての収益に関する表示科目の重要性を考慮して、両審議会は、パブリック・コメントのために再ED を公開することを決定した。コメント募集期限は2012年3月13日である。本基準書案は、2015年1月1日より前に開始する事業年度から発効することではなく、IASBは早期適用を認めている。

本「IFRS industry insights」は、収益再EDの内容および関連する部分ならびに保険会社に影響を及ぼす保険契約プロジェクトの暫定的な決定について取り上げている。

最近、両審議会は、保険契約プロジェクトと収益認識プロジェクトの特定の側面の平仄を合わせたことから、当初より類似していると考えられていたよりも両プロジェクトの間にさらに類似点が生まれた。これは、保険契約の定義を満たす固定料金契約が、保険契約プロジェクトの範囲除外となる可能性が高いため、非常に重要である。したがって、企業はこれらの契約を、収益認識に関するガイダンスを適用することによって会計処理をすることになる。

保険契約プロジェクトと収益認識プロジェクトの間には類似点が認められることから、企業は新たな基準書が現行の会計方針に与える影響がどれほど重要なのかを測るために、双方のプロジェクトの会計処理を理解する必要があるだろう。

背景

再EDのコア原則は、「企業は、約束した財またはサービスの移転を、当該財またはサービスとの交換で権利を得ると見込んでいる対価を反

映する金額で描写するように、収益を認識すべきだ」というものである。

再EDは、リース、保険または金融商品に関する基準書の範囲内にある契約および交換の当事者間以外の顧客または潜在的顧客への販売を容易にするための同業他社との非貨幣性の交換取引を除く、顧客との契約のすべてに適用される。

改訂された提案は、再EDの範囲内にある契約に関する収益を認識する際、企業が従うべき5つの主要なステップを示している。

1. 顧客との契約を識別する。
2. 契約における別個の履行義務を識別する。
3. 取引価格を算定する。
4. 取引価格を契約における別個の履行義務に配分する。
5. 企業が履行義務を充足した時に（または充足するにつれて）収益を認識する。

さらに、再EDには特定の契約獲得コストおよび契約履行コストの資産計上の要求等、いくつかの重要な変更が含まれており、また、特定の不利な履行義務に関する損失の認識の規準を修正している。現行のIFRSの要求事項と比較して、再EDは、以下に関する定量的および定性的な双方の情報を含む収益認識に関する開示を大幅に拡大して要求している。

- ・顧客との契約から生じる収益（および関連するキャッシュ・フロー）の金額、時期および不確実性
- ・本提案の規定を適用する際の判断および当該判断の変更
- ・顧客との契約の獲得または履行のためのコストから認識した資産

保険契約からの範囲除外

保険契約プロジェクトの一環として、両審議会は保険契約を「一方の当事者が、もう一方の当事者から、特定の不確実な将来事象が保険契約者に不利益を与えた場合に保険契約者に補償を行うことを同意することにより、重要な保険リスクを引き受ける契約」と定義することを暫定的に決定した。一部の契約には、顧客に対して固定料金を請求して、不確実な将来事象が発生した場合には、サービス提供者が顧客にサービスを提供する契約がある。

これらの契約は、保険契約の定義を満たす。しかし、両審議会は、保険契約の基準書の範囲から固定料金契約を除外することで合意した。この範囲除外は、主たる目的がサービスの提供であり、以下の特徴のすべてを満たす固定料金契約に適用される。

- ・契約の価格設定が、個々の顧客に関連したリスク評価に基づいて行われていない。

- ・ 契約が、現金支払ではなく、サービスの提供によって顧客に補償する。
- ・ 契約によって移転されるリスクの種類が、当該リスク全体に比べて、主としてサービスの利用（または頻度）に関連したものである。

これらの契約は、保険契約に関するガイダンスの範囲外となるので、企業は固定料金契約を収益認識に関するガイダンスのもとで会計処理をすることになる。

範囲除外の規準を満たす可能性のある契約には、特定の医療事象が発生しない限り提供者からサービスを受けることのない人頭定額払（capitation）とその他の固定料金の医療サービス契約、典型的な固定料金前払いの維持修繕契約および伝統的なロードサービスが含まれる。これらの種類の固定料金契約は、販売業者を不確実な事象に関連するリスクに晒すことになるが、重要な保険リスクを移転しないことがよくあり（すなわち、不確実な事象が発生した場合に支払われる追加給付が、その他すべての状況において支払われる給付を大きく上回っていない）、そうであれば暫定的な保険契約の定義は満たさないであろう。

固定料金契約を保険契約の範囲から新たに除外することに加えて、両審議会は、当初にIASBの保険契約の公開草案において提案されていたすべての範囲除外を暫定的に再確認し、IFRS第4号「保険契約」の現行の文言を繰越した。その結果、企業はこれらの契約（例えば、製品保証）を、該当するIFRS（場合によっては、収益認識を含む）を適用することにより会計処理する。

潜在的な共通点

両審議会は、収益プロジェクトと保険プロジェクトに、いくつかの共通論点（例えば、貨幣の時間的価値を考慮すべきかどうか、契約獲得コストおよび不利な契約の会計処理）が含まれていることに留意し、これらの項目に対して類似の会計処理に関する要求事項を適用すべきかどうか、またはその他の事項を考慮することで、異なる会計処理が正当化されるのかどうかを検討した。その結果、潜在的に共通するさまざまな点が浮上してきた。

主保険契約からの財およびサービスを移転する義務のアンバンドリング

アンバンドリングの目的は、保険契約の構成要素を、アンバンドルされる構成要素の特徴を有する独立した契約と同じ方法で会計処理することにある。両審議会がアンバンドルすべき対象（または投資要素の場合のように、区分（separation）および分解（disaggregation）すべき対象）について合意に達した場合には、当該アンバンドルされた構成要素にどのようなガイダンスを適用すべきかについても合意することが必要となるであろう。

両審議会は、財およびサービスは、別個の履行義務の識別に関する収益認識の規準を修正して、これに基づいて保険要素からアンバンドルすることを暫定的に確認した。こうした合意はされたものの、その決定から微妙であるが潜在的には重要な相違が存在しており、それらを以下で説明する。

アンバンドリングの目的は、保険契約の構成要素を、アンバンドルされる構成要素の特徴を有する独立した契約と同じ方法で会計処理することにある。

アンバンドルされる可能性のある潜在的な財またはサービス

保険契約プロジェクトは、基準書のもとでアンバンドルが要求される可能性のある財またはサービスのリストを提供しない可能性がある。それは両審議会が、リストを提供することにより、アンバンドルに関する規準が満たされたかどうかを決定するために必要な特定状況の評価を企業が実行しない可能性があると考えているからである。両審議会は、アンバンドルに関する結論は、事実および状況に応じて決定すべきものであると考えている。

例えば、健康診断や、医療保険契約と共に一般的に提供されるサービスは、アンバンドリングが必要になる可能性がある。ある場合には、（医療保険においてよく見られるように）保険契約者にそのようなサービスを提供する義務は、両審議会によって開発される規準に基づいてアンバンドルされる。その他の場合では、健康診断は、保険債務（insurance obligation）を充足するという保険者の義務を条件とした活動と考えることもでき、その場合、当該要素はアンバンドルされない。

別個の履行義務の識別

再EDの基本的な要求事項の1つは、企業がそれぞれの別個の履行義務を識別し、区別できない財およびサービスは結合するというものである。再EDでは「区別できる（distinct）」の定義が精緻化され、以下で説明されている場合を除き、以下のいずれかの規準を満たす場合、財またはサービスは区別できる。

- a) 企業が、財またはサービスを通常別個に販売している。
- b) 顧客が、それ単独で、または顧客が容易に利用可能な資源とともに、財またはサービスからの便益を享受できる。

これらの規準にかかわらず、以下の規準の双方を満たす場合、約束された財またはサービスの束（bundle）における財またはサービスは区別できず、そのため、財またはサービスの束は、単一の履行義務として取り扱われる。

- a) 束における財またはサービスの相互関連性が非常に高く、これらを顧客へ移転するには、企業が、顧客が契約した結合後の項目（複数可）に対して、財またはサービスを結合する重要なサービスを提供する必要がある。
- b) 契約を履行するために、財またはサービスの束が大幅に修正されているまたはカスタマイズされている。

保険契約プロジェクトでは、区別できる財またはサービスを移転する義務のみがアンバンドルされる。その他のすべての義務は、より広範な保険契約の一部として測定される。

保険契約がアンバンドルされる際、保険者は保険契約のキャッシュ・フローを各構成要素に割り当てる必要がある。

保険契約がアンバンドルされる際、保険者は保険契約のキャッシュ・フローを各構成要素に割り当てる必要がある。多くの保険契約にあてはまることであるが、キャッシュ・フローが複数の構成要素に関連するものであるとき、キャッシュ・フローの割当ては非常に難しいもの

となる可能性が高い。その結果、アンバンドルされる多数の契約を保有する保険者に多くのコストと複雑性をもたらす可能性がある。

資産管理手数料

再EDは、一定の期間に認識される収益の累計額を、企業が権利を得ることが合理的に確実な金額を超えない金額に制限しており、これは多くの生命保険会社にとって重要な収入源である資産管理手数料（すなわち、変動対価での契約）の収益認識時期に影響を与える可能性がある。

企業は、次の規準の双方が満たされた場合に限り、充足された履行義務へ配分された対価に対する権利を得ることが合理的に確実である。

- ・類似するタイプの履行義務について、企業が実績を有している（またはその他の企業の実績にアクセスできる等の他の証拠を有している）。
- ・企業の実績（またはその他の証拠）により、企業がその履行義務の充足と交換に権利を得る対価の金額が予測される。

再EDのこの側面は、保険会社にとって最も重要なものの1つとなる可能性がある。

多くの保険会社において、顧客へ提供される特別勘定またはその他の種類の投資ビークルを管理するための手数料体系は、一般的に基本管理手数料（base management fees）と成績連動型報酬（performance-based compensation）を組み合わせたものである。再EDは、基本管理手数料の認識に大きな影響を与えることは予想されていないが、（変動対価を構成する）成績連動型手数料については、その権利を得ることが合理的に確実となった場合にのみ認識されることになるため、再EDが成績連動型手数料に与える影響はより重要なものとなる。

企業は、成績連動型の収益の認識に関する現在の方針が、改訂された提案でも適切であり続けるかどうかについて検討する必要があるだろう。再EDでは、成績連動型手数料は運用期間が終了するまでは合理的に確実（reasonably assured）であるとは考えられない可能性があるため、現在、将来の運用成績予想に基づき収益を認識している企業は、収益認識パターンが大きく変化する可能性がある。成績連動手数料がクローバック条項（claw back provision）の対象となる場合には、改訂された提案では、こうした条件付手数料に関する収益を、保険会社が手数料を受領したあと長期間にわたって（例えば、それぞれの取引または運用期間の満期まで）繰延べる結果となる可能性がある。

再EDの「合理的に確実」という条件では、成績連動型手数料に関する取決めを有する企業が、類似の契約について過去の実績がある場合であっても、当該実績は対価金額を予想するものとはいえないかもしれない。なぜなら、対価金額は市場リスクの変動および運用資産のリターンを含めて、企業のコントロールが及ばない要因に依存しているためである。そのため、企業は将来の運用成績予想に基づいて変動対価を認識することができないかもしれない。

しかし、再EDに対する最近のコメントは、一部の関係者が、最終的な収益の金額が管理している運用資産の市場価格のボラティリティによる影響を受ける場合であっても、成績連動型手数料の見積額は合理的に確実なものであり、それゆえ認識される収益の金額は制限されないと考えていることを示唆している。これらのコメント提出者は、成績連動型手数料が合理的に確実であるかどうかを決定するために使用される要因（市場価格のボラティリティを含む）について明確にするよう両審議会に対して要求している。

その他の手数料等

保険会社は、保険会社より提供された商品を販売し、フロントエンドロードによる販売（front-end loaded distribution）や前払手数料（up-front-fees）を受領するブローカーや投資信託を所有している場合がある。

再EDは、前払手数料が別個の履行義務に該当するかどうかを評価することを要求している。前払手数料が別個の履行義務を表すものではないと判断された場合（すなわち、約束されたサービスは移転しない場合）、収益の認識は繰延べられ、収益はサービス期間にわたって認識されることになる。これは現行実務からの変更となる可能性がある。

契約獲得コスト

再EDは、顧客との契約を獲得するための増分コスト(incremental costs)について、企業がこれらのコストを回収することを見込んでいる場合には、資産として認識すべきことを提案している。

再EDは、顧客との契約を獲得するための増分コスト(incremental costs)について、企業がこれらのコストを回収することを見込んでいる場合には、資産として認識すべきことを提案している。増分コストとは、顧客との契約を獲得する努力の中で企業に発生し、契約が獲得されていなかったならば発生しなかったであろうコストである（例えば、販売手数料）。契約が獲得されたかどうかに関係なく発生したであろうコストは、契約が獲得されたかどうかにかかわらず当該コストを顧客に明示的に請求可能である場合を除き、発生時に費用認識しなければならない。実務上の便宜として、予想される期間が1年以下の契約については、発生した契約獲得コストを資産計上する代わりに、費用処理することが認められる。資産化されたコストは、「当該資産に関連する財またはサービスの移転のパターンと整合する規則的な方法」で償却しなければならない。期間は、顧客との当初の契約期間を超過する場合がある（例えば、契約更新および関連するその後の売却の考慮）。

保険者は、自らの商品を販売するために第三者に対して手数料を支払うことがよくある。コメントレターの最近のラウンドにおいて、企業は、第三者への手数料が、契約を獲得する際に発生した増分コストに関して提案されている定義を満たすものであるかどうか（この場合、資産として繰延べ、サービスの移転パターンと整合する方法で償却される）、または契約による履行義務を履行するためのコストと考えるべきであるかどうか（この場合、発生時に費用認識される）、または再EDの範囲から除外されるものであるかどうかを審議会に対して質問している。

次のステップ

両審議会は、保険契約プロジェクトの日程を延期した。

現在、最終的な収益に関する基準書は2013年の第1四半期に公表されることが予定されている。これに対して、両審議会は、保険契約プロジェクトの日程を延期し、新たなデュー・プロセス文書（新たなIFRSの再公開草案またはスタッフ・レビュー・ドラフト）が2012年下半期のどこかの時点で公表される予定である。現在のタイムテーブルに基づくと、最終的な保険に関する基準書の発効日は、改訂された金融商品の発効日に合わせ、2015年または2016年の1月1日となる可能性が高い。

トーマツグループは日本におけるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)のメンバーファームおよびそれらの関係会社(有限責任監査法人トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング株式会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー株式会社および税理士法人トーマツを含む)の総称です。トーマツグループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各社がそれぞれの適用法令に従い、監査、税務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー等を提供しています。また、国内約 40 都市に約 6,400 名の専門家(公認会計士、税理士、コンサルタントなど)を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はトーマツグループ Web サイト(www.tohmatsu.com)をご覧ください。

Deloitte (デロイト)は、監査、税務、コンサルティングおよびファイナンシャル アドバイザーサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界 150 カ国を超えるメンバーファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組むクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスを提供しています。デロイトの約 182,000 人におよぶ人材は、“standard of excellence”となることを目指しています。

Deloitte (デロイト)とは、デロイト トウシュ トーマツ リミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)およびそのネットワーク組織を構成するメンバーファームのひとつあるいは複数数を指します。デロイト トウシュ トーマツ リミテッドおよび各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。その法的な構成についての詳細は www.tohmatsu.com/deloitte/ をご覧ください。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、その性質上、特定の個人や事業体に具体的に適用される個別の事情に対応するものではありません。また、本資料の作成または発行後に、関連する制度その他の適用の前提となる状況について、変動を生じる可能性もあります。個別の事案に適用するためには、当該時点で有効とされる内容により結論等を異にする可能性があることをご留意いただき、本資料の記載のみに依拠して意思決定・行動をされることなく、適用に関する具体的事案をもとに適切な専門家にご相談ください。